

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 並びに 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則（第 171 号）」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 171 号に基づき認定されたかじ取装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 46 号第 5 改訂版	⇒	第 46 号第 6 改訂版
第 48 号第 8 改訂版	⇒	第 48 号第 9 改訂版
第 130 号	⇒	第 130 号改訂版

(2) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 171 号の新規採択に伴い、法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき型式指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

自動式の前照灯照射方向調節装置について、光源が2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、協定規則第48号の改訂に伴い、光源の輝度にかかわらず、前照灯照射方向調節装置を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【適用日】

(1) 乗車定員10人以下の乗用車等：

【新型車】 令和9年9月1日

【継続生産車】 令和12年9月1日

(2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び乗車定員11人以上の乗用車：

【新型車】 令和10年9月1日

【継続生産車】 令和13年9月1日

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年9月20日

施 行：令和6年9月22日